

# 「てもらう」の機能と受益との関わり

山橋 幸子

## 1. はじめに

「もらう」は受け手を主語にしてものの授受を表わす動詞であるが、これが他の動詞の「一て」形に後接して補助動詞として用いられる場合、単に、先行する動詞によって表わされる行為の授受を表わすにとどまらず、利益・恩恵の授受をも表わすと言われる。更に、受益者が行為の受け手、つまり、「てもらう」文の主語であることが補助動詞「てもらう」の特異性であるとされ、「受益者主語」の表現としばしば呼ばれる\*<sup>1</sup>。例えば、

(1) 私は直美に助けてもらった

では、「私」が主語であり、「直美」から「助ける」という行為を受け、同時に利益・恩恵を受けるとされる。しかし、道を尋ねた場合、

(2) この道をまっすぐ行ったら、花屋に出ますから、そこを右に曲がって、、、

という説明を受けることがある。この場合、話し手が「(道を)まっすぐ行く」という行為の受け手であるが、しかし、この行為を受けることによって話し手が何らの利益・恩恵を得るわけではないことは明白である。つまり、主語が受益者ではないということである。従って、(2)の「てもらう」文には、(1)にあるような受益者が顕在していないことになる。しかし、(2)の文には、内容的には同じことを表現している下記の例文、

(3) この道をまっすぐ行ったら、花屋に出ますから、そこを右に曲がって、、、

にはない、話し手の気遣いが感じらる。これは、「てもらう」の機能とどのような関連性があるのだろうか。

本稿は、これらの点を念頭に置きながら、受益の関わらない場合を含んだ補助動詞としての「てもらう」の機能を包括的に分析し、一般に受け入れられている受益との関わりを明確にすることを試みる。以下、セクション2で先行研究の抱える問題の所在を述べ、セクション3で「てもらう」の機能を提案し、その用法、ムード的意味に言及してから、セクション4で従来受け入れられている受益の解釈を可能にしている要因について述べ、最後に本稿をまとめる。

## 2. 問題の所在

松下大三郎(1930)にすでに記されているように、「てもらう」は古くから、「受益者主語」の表現として扱われており、その基本的構造は、  
 (4)「受け手」が 「与え手」に Vてもらう (Vは動詞)  
 とされている。「が」格の主語が、「もらう」に先行する動詞によってあらわされる行為の受け手であると同時に、利益・恩恵の受け手でもあることを表わし、「に」格の補語が行為の仕手、つまり、行為の与え手であり、同時に利益・恩恵の与え手でもあることを表わすと言われている\*2。この考えの意味することは、「てもらう」が行為のみならず利益・恩恵の授受をも表わし、しかも受益者及び授益者が文の構成要素であるということである。典型的な例が、前述の(1)であり、又、下記の例においても同様に解釈できる。

(5) 私は健に五時頃起こしてもらった

(5)において、主語である「私」は「(五時頃)起こす」という行為の受け手であると同時に受益者と解される。行為の仕手である「健」は、その「起こす」という行為を「私」に与えると同時に、利益・恩恵をも与えると解される。しかし、このことが恒常的に他の「てもらう」文に当てはまらない。前述の「てもらう」文、

(6)この道をまっすぐ行ってもらったら、花屋に出ますから、そこを、  
 (= 2)

は、

(7) (私が) (あなたに) この道をまっすぐ行ってもらったら、花屋に出ますから、そこを、、、

の主語「私」と補語「あなた」が省略されたものと解されるが、「まっすぐ行く」という行為の受け手である主語「私」は受益者ではない。つまり、(6)の「てもらう」文には行為の受け手としての受益者が文中に顕在しない。このような例は例外ではなく、例えば、料理の説明等で聞くことのある、

(8) まず、野菜を洗ってもらいます／いただきます

においても同じことが言える。この文は、

(9) (私はあなた方に) まず、野菜を洗ってもらいます／いただきます

の主語である「私」と補語である「あなた方」の省略されたものであるが、「野菜を洗う」という行為の受け手である主語（「私」）が利益・恩恵を受けるわけではない。下記の例文においても同様である。

(10) その子に幸せになってもらいたい

では、補語である「その子」が「幸せになる」という行為の仕手であるが、その行為の受け手である主語（話し手）は、利益・恩恵の受け手とは解され難い。これらの例は、「てもらう」文における行為の受け手、つまり、主語が常に受益者ではないということを示している。

「てもらう」は又、主語の利益のために他人が行為をする意を表わすとも言われる\*<sup>3</sup>。この立場は一般には、上記の「受益者主語」の立場と同一視されている。確かに、主語の利益・恩恵に関わるという意味では同視できる。しかし、前者が主語の受益という行為の結果を問題にしているのに対し、後者は主語への授益という行為の目的を問題にしているという意味で両者は異なる。目的が必ずしも果せるとは限らないので、本稿では区別して考える。実際、

(11) (おまえに) 死んでもらう

では、主語である話し手が聞き手の「死ぬ」という行為を受ける受益者と解釈することができる。しかし、聞き手の意に反して話し手に殺され

る状況の想定されるこの場合において、聞き手が話し手のために「死ぬ」とは考え難い。又、行為が授益目的でなされるということは、行為の仕手が意志を伴う人間、少なくとも生物であることを意味する。しかし、下記のような例もある。

(12) コンピューターに学習してもらう

(12) において「学習する」という行為の仕手は、「コンピューター」であり、「コンピューター」は無生物である。

以下、これらの問題を踏まえて、「てもらう」の機能を考察する。

### 3. 「てもらう」の機能

#### 3. 1. 行為に対する制約

補助動詞としての「てもらう」が、本動詞「もらう」の場合と異なり、行為の授受を表わすことは、従来一貫して受け入れられてきた。そして、受益表現であるという前提の下に、利益・恩恵の授受者に対する人称的制約や話し手の視点などの問題については多く議論されてきた\*4。しかし、授受の対象である行為自身に対する制約の議論は見られない。本稿は、「てもらう」の関わる行為にはある種の制約があることを主張し、提案へ繋げる。確かに、ものの授受を表わす本動詞「もらう」の場合、受け取るものに対する特別な制約がない。従って、下記の例文、

(13) レポートを書いて“A”をもらった

(14) レポートを書いて“F”をもらった

は、共に許容される。受け取るものが受け手の望むものであるか否かに関わりなく、受け取るものの対象となる。しかし補助動詞「てもらう」の場合、受け取るものが単にものから行為に変わるのではなく、受け手である「もらう」の主語が望む行為であるという制約がある。このことは、下記の例文に明示されている。

(15) 今朝、たかしは、クラスのけんいちから本を返してもらった。

一週間前に貸した鉄道の写真集である。(教育出版 小学校教科書 国語5上 p. 5)

では、「たかし」が自分の「本を返してもらう」という行為を受けたことが表現されているが、受益者とは解せないことが、後続の「本をうけとっておどろいた。、、、表紙はきたなくよごれているし、とびらのページは少しやぶれていた(同上P. 5)。」により明らかである。のみならず、その本が「たかし」にとりとても大切であり、「(無事に)返してもらう」という当然の行為を「たかし」が如何に望んでいたかが、「これとても大切な本なんだぞ。けんいちがどうしてもって言うから、かしてやったのに(同上 pp. 5-6)。」に明示されている。(15)の「(本を)返す」という行為は、主語である「たかし」が「けんいち」に心から望む行為なのである。又、望む行為というのは、普通、その受け手にとって利益になるなど好ましい行為を指しこそすれ、受け手に迷惑・被害をもたらすことが明らかであるような行為は望まない。実際、前述の例文、

(16) 私は直美に助けてもらった (= 1)

に示されているように、「助ける」と共起する「てもらう」文の場合には容認されるが、反対の意味をもつ「裏切る」と共起する「てもらう」文は容認されない。

(17) \*私は直美に(私を)裏切てもらった (私は直美に裏切られた)  
下記の例文においても同様に、受け手にとって好ましい結果をもたらすような行為の場合には容認されても、反対の結果をもたらすような行為の場合には容認されないことが示されている。(\*は非文を意味する。)

(18) 私は直美に慰めてもらった

(18)' \*私は直美に(私を)いじめてもらった

(19) 私は先生に褒めてもらった/いただいた

(19)' \*私は先生に(私を)けなしてもらった/いただいた

以上の事実を根拠に、「てもらう」が主語の望む行為を行為の仕手から受ける意を表わすことを提案する。単なる行為の受理ではなく主語の願望行為の受理である。従って、

(20) 私は直美に助けてもらった (= 1 / 16)

には、「助ける」という「直美」の行為が、主語である「私」の望む行為であるという前提がある。もし、そうでないなら、受け身の表現を用いて、

(21) 私は直美に助けられた

とは言うけれど、「てもらう」は用いない。願望行為は狭い意味の「行為」に限らず、下記の例に見られるように、広い意味で状態をも含むものとする。

(22) その子に幸せになってもらいたい (=10)

(23) パーティーを開いて、皆に楽しんでもらった

### 3. 2. 主語の願望行為

「てもらう」の関わる行為は、主語の主観に基づく主語の望む行為であって、行為の仕手の意図に基づくものではない。従って、下記の(24)、(25)のように、仕手の意図が主語への授益目的と解される場合もあるが、(26)、(27)のように授益の目的は伴わず、単に義務としてなされる行為の場合もある。

(24) 私は兄に経済的に支援してもらった

(25) 私は健に教えてもらった

(26) 今朝、たかしは、クラスのけんいちから本を返してもらった。

、、、、 ( =15)

(27) 今日の当番は田中さんだから、田中さんに残ってもらった

前述のように、(26)において「けんいち」は「(本を)返す」ことを義務的な行為として行っており、「たかし」に利益・恩恵を与えるためではない。同様に、(27)において、「田中さん」が「残る」のは当番だからであり、主語に利益・恩恵を与えるためではない。又、下記の例のように、仕手が自分の意に反し、強いられてする場合もある。

(28) 修とは話したくないので、すぐ帰ってもらった

(29) 遅刻が多いので、彼には会社を辞めてもらった

(28) では、行為の仕手である「修」は、自分の意志に反して主語に強いられて「帰った」と解される。同様に、(29)では、「彼」が強いられて「会社を辞めた」ことが表現されており、主語への授益目的ではない。前述の(11)にも同じことが言える。

(30) (おまえに) 死んでもらう (=11)

又、前述の(12)のように、意志を伴わない無生物が行為の仕手である場合もある。

(31) コンピューターに学習してもらう (=12)

以上、これらの例文の示していることは、「てもらう」の関わる行為はあくまでも、主語の願望に基づいているということである。

更に確認したいことは、主語が受けることを望む行為が、必ずしも、(24)、(25)のように主語の利益に繋がるような主語にとって好ましい行為ばかりを意味しないということである。主語自身の受益は別問題として、(22)、(23)のように行為の仕手にとって好ましい利益になるような行為を受けることが主語の望みであることもある。つまり、行為の受け手である主語が受益せず、行為の仕手が受益することも当然あるということである。前述の(2/6)の道を尋ねた場合の説明や(8)の料理の説明の場合も、話し手である主語は自分の受益には関心がなく、行為の仕手である聞き手の目的達成に関心があり、それを望んでいるのである。

又、「てもらう」文では、行為の仕手のみならず、受け手、つまり、主語も行為の直接の参与者であると言われることがある<sup>\*5</sup>。しかし、主語自身が仕手に望む行為に参加するか否かは「てもらう」の機能とは別問題であり、参加する場合もしない場合もある。前述の(24) — (26)では、主語が行為の相手あるいは対象として行為に直接参加している。しかし、(22)、(23)、(28) — (31)では、主語がその行為を依頼・要求するなど間接的には関与していると言えるが、行為自身の直接の参与者ではない。

### 3. 3. 願望行為の受理が必ずしも受益を意味しない

上記のように、主語が受けることを望む行為であるから、その行為に直接参加するか否かに関わりなく、明らかに主語自身が被害者となるような行為は望まない((17)、(18)・(19)・参照)。しかし、望む行為を受けることが、必ずしも、利益・恩恵を受けることを意味しない。例えば、

(32) 私は健に教えてもらった (=25)

では、主語である話し手が望む行為を受けたことが表わされている。又、

(33) (私は、) 健に教えてもらったら、よく分かった

のような情報を伴う場合は、主語は受益者と解される。しかし、

(34) (私は、) 健に教えてもらったら、かえって分からなくなった

では、主語は望む行為を受けたが、その結果、被害を受けたことが表わされている。又、

(35) (私は、) 健に教えてもらったけど、あまりよく分からなかったでは、利益を受けたとも被害を受けたとも言えない。つまり、(32)の「てもらう」文それ自体には、主語の利益・恩恵が表されているわけではなく、従って、受益者が文を構成しているわけではないことになる。同様のことが下記の例文においても示されている。

(36) 健に窓を拭いてもらった

(37) 健に窓を拭いてもらったら、とてもきれいになった

(38) 健に窓を拭いてもらったら、かえって汚くなった

(39) 健に窓を拭いてもらったが、余りきれいにならなかった

### 3. 4. ムードの意味

ここでは、主語が望む行為を受ける意を表わすという「てもらう」の機能が、どのように話し手のムード的意味表現に繋がるかについて述べる。第一に、聞き手の前で意志表現に関わる基本形で表わされる場合は、堀口(1987)にあるように仕手にたいする話し手の行為要求を表現する。

(40) あした、君に京都に出張してもらう

では、話し手が聞き手に望む「(京都に)出張」という行為を受けるとい意志を表わすことが、行為要求の表現となる。仕手の同意を得られないような行為と共起する場合には、相手に有無を言わせない強い行為要求となる。例えば、

(41) (おまえに) 死んでもらう (=11/30)

は、下記の例のように単に命令する (42) や、単に望む (43) よりも強



い危機感を聞き手に抱かせる。自分が死から逃れられない、殺されるといいう危機感である。「てもらう」により、聞き手の「死」が話し手の望みであるのみならず、話し手がそれを受けるといいう意志、つまり、望む行為を受けるといように話し手が関わるんだということが表現されているからである。

(42) 死ね (43) 死んでほしい

一方、前述の「てもらう」文、

(44) この道をまっすぐ行ってもらったら、花屋に出ますから、そこを、、、 (=2/6)

は、聞き手に「まっすぐ行くことが話し手の望む行為」であることを表現しているのであるが、この場合は、聞き手に対する命令的な行為要求にはならない。道を尋ねた当人に対する、その当人の望んでいる行為の提示だからである。それを話し手の望む行為として表現している。そのため、「てもらう」を含まない下記の例文、

(45) この道をまっすぐ行ったら、花屋に出ますから、そこを、、、 (=3) と異なり、その行為を行うことが、話し手の喜びにも繋がるということが含意され、このことが、道を尋ねるといいうある意味で弱い立場にある聞き手の気持ちを軽くする。話し手の気遣いが感じられるゆえんである。

次に、完了形で表わされる場合は、望む行為を受けた意を表わすから、行為の受け手である話し手の喜びや仕手に対する感謝の表現に繋がる。従って、主語が行為の受け手であり、かつ、話し手の視点の場所であるといいう観点からしばしば同視されることのある受け身文とは異なる。例えば、

(46) 昨日、先生に注意してもらった／いただいた  
といいう「てもらう」文は、

(47) 昨日、先生に注意された  
といいう受け身文と客観的事実は同じことを表現しているといいう意味で対応するが、(46)には、話し手の「先生」に対する感謝の気持ちが表現されている。単なる行為の受理ではなく、望む行為を受けたことを表わす「てもらう」が、このような意味表現に繋がっているのである。従って、

行為の仕手であり、目上である「先生」の前では、(47)の受け身文より、(46)の「てもらう」文が望ましいことになる。同様のことが下記の例文にも言える。

(48) 私は直美に招待してもらった

(49) 私は直美に招待された

(48) には(49)にはない話し手の喜びや感謝の気持ちが含まれている。願望行為を受けたという「てもらう」の機能がこのムード的意味に繋がっているのである。しかし、確認したいことは、望む行為を受けることが必ずしも受益を意味しないのと同様に、喜びや感謝を表現することが必ずしも受益を意味しないということである。実際、利益・恩恵を受けなくても、感謝したり、喜びを表現することがある。

(50) 料理を皆に食べてもらって、喜んでもらった

では、主語である話し手が「皆」の行為により利益・恩恵を受けるとは考え難いが、しかし、準備した料理を「皆が食べて喜んだ」ことを話し手が喜んでいることが読み取れる。また、前述の、

(51) 健に窓を拭いてもらった (=36)

は、話し手の「健」に対する感謝の気持ちが表わされている。しかし、その行為を受けたことが、受益に繋がったか、被害に繋がったかは、既に見たように、別問題であり、(51)の「てもらう」文自身には表現されていない。

(52) 健に窓を拭いてもらったら、とてもきれいになった (=37)

(53) 健に窓を拭いてもらったら、かえって汚くなった (=38)

(54) 健に窓を拭いてもらったが、余りきれいにならなかった (=39)

#### 4. 受益解釈の要因

以上、「てもらう」の機能が主語の望む行為を行為の仕手から受ける意を表わし、話し手の喜び・感謝・気配りなどのムード的意味表現にも繋がっていることを述べた。そして、利益・恩恵の授受は、目的という意味でも結果という意味でも、関わらないことを示した。従って、前述した「てもらう」文の基本構造、

(55) [受け手] が [与え手] に Vてもらう (= 4)  
において、「が」格にある主語が願望行為の受け手であることは表わすが、利益・恩恵の受け手であることは表わさない。「に」格にある補語も単に行為の仕手、即ち、行為の与え手であることを表わし、利益・恩恵の与え手であることは表わさない。受益者も授益者も文の構成要素ではないということである。しかし、一般に言われるように、例えば、

(56) 私は兄に経済的に支援してもらった (=24)  
では、主語である「私」が受益者であると解することができるのも事実である。この、従来受け入れられてきた受益の解釈は、一体何に基づくものであろうか。城田にあるように、現実の社会的習慣により、聞き手が単にそのように解釈している場合もある\*<sup>6</sup>。しかし、受益の解釈は社会的習慣にのみ基づくものではない。他に少なくとも三つの場合が考えられる。第一は、「てもらう」を含む節を越えた文中に受益したことを表わす情報がある場合である。例えば、

(57) 私は健に教えてもらった (=25/32)  
では、「私」が受益者か否かは分らない。しかし、

(58) (私は、) 健に教えてもらったら、よく分かった (=33)  
では、主語である「私」が受益者と解される。「てもらう」を含む節をこえた文のレベルに、「よく分かった」という情報が顕在するからである。但し、「私」は「もらう」及び「よく分かった」の主語としての文の構成要素であって、受益者としてまずもって文を構成しているわけではない。「よく分かった」という情報があるために、二次的に、「私」が受益者と解釈されているに過ぎない。第二に、文のレベルを超えた文脈上、受益者として解釈される場合がある。例えば、

(59) X：先週のテスト、100点とった。

Y：どうしたの、急に。

X：健に教えてもらったんだ

という文脈の中では、「健に教えてもらった」の主語は容易に受益者と解される。逆に、

(60) X：どうしてこんなふうを考えるの。

Y：昨日、健に教えてもらった

X：これじゃ、全然だめだよ

という文脈であれば、「健に教えてもらった」の主語を受益者と解することは難しい。以上は、「てもらう」節のレベルを超えた情報および文のレベルを超えた文脈的情報に基づく解釈であるが、他に、「てもらう」を含む節の範囲内で受益者と解される場合がある。「てもらう」に先行する動詞の持つ語彙的特徴に基づく場合である。例えば、「(経済的に)支援してもらった」を含む上記の例文(56)は、「教えてもらった」、「(窓を)拭いてもらった」、を含む(57)や(51)の例文とは異なり、「私」が受益者と解される。「てもらう」に先行する「支援する」という動詞自身の持つ語彙的特徴により、その行為の対象者が、常に受益することを意味するからである。(56)において、「支援する」の仕手は「兄」であり、その行為の対象は「私」である。同様のことが、「助ける」、「(命を)救う」、「親切にする」、「慰める」、「世話をする」などの動詞にも言える。

(61) 私は友達に助けてもらった (62) 私は健に命を救ってもらった

(63) 私は友達に親切にもらった (64) 私は健に慰めてもらった

(65) 山田さんにいろいろ世話をもらった

これらの先行動詞を伴う「てもらう」文の主語は、いずれも常に受益者と解釈される。このように、「てもらう」の主語が受益者と解釈されるのは、「てもらう」自身の機能によるものではなく、上記のような要因に基づく結果なのである。

## 5. まとめ

本稿は、補助動詞としての「てもらう」が必ずしも行為の受け手である主語の受益に関わってはいないことに着眼し、その機能の本質が主語の望む行為を行為の仕手から受ける意を表わすことにあることを主張した。又、「てもらう」文によって表現される話し手の聞き手に対する(強い)行為要求や気遣い、話し手の感謝の気持ちや喜びの感情などのムード的意味が「てもらう」の機能の本質と関わっていることも述べた。そ

して、一般に受け入れられている、「てもらう」文に対する「主語受益」の解釈が、「てもらう」自身の機能によるものではなく、現実の社会的習慣の他、文中の情報、文脈からの情報、あるいは、先行動詞の語彙的特徴などに基づくものであることを示した。「てもらう」をこのように捉えることにより、より包括的な説明が可能になると思われる。

#### 注

- \* 1. 渡辺 実1991他参照。
- \* 2. 寺村秀夫1982、益岡 隆志1987、大島資生1997他参照。
- \* 3. 鈴木重幸1972他参照。
- \* 4. 「てもらう」文の行為の与え手及び授益者は一人称ではないこと、又、話し手の視点が主語である行為の受け手にあることなどの議論が多い（宮地裕1965、久野 1987、渡辺1991、大島1997他参照）。
- \* 5. 渡辺1991、西川真理子1995他参照。
- \* 6. 城田俊1996には、受益者は、現実世界における習慣に基づくものであり、文の構成要素ではないことが述べられている。

#### 参考文献

- 大島資生 (1997) 「受給・受益の表現」 『日本語学キーワード辞典』 朝倉書店 pp.213-214
- 久野すすむ (1987) 『談話の文法』 大修館書店
- グループ・ジャマシイ (1998) 『日本語文型辞典』 くろしお出版
- 佐治圭三 (1992) 『外国人が間違いやすい日本語の表現の研究』 ひつじ書房
- Jorden, Eleanor H. (1998) "Japanese : The Spoken Language" Part 2, Yale Univ.
- 城田 俊 (1996) 「話場応接態((いわゆる「やり・もらい」)- 「外」主語と「内」主語) 『国語学』 186 pp.1-14
- 鈴木重幸 (1972) 『日本語文法形態論』 むぎ書房
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味第一巻』 くろしお出版
- 豊田豊子 (1974) 「補助動詞 「やる・くれる・もらう」について」 『日本語学校論集』 1 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校 pp.77-96
- 西川真理子 (1995) 「「てくれる」についての一考察- 「てやる/もらう」との比較から-」 『言語文化研究』 21大阪大学 pp.241-253
- 堀口純子 (1987) 「「一テクレル」「一テモラウ」の互換性とムード的意味」 『日本語学』 Vol.6 4月号 明治書院 pp.59-72

比較文化論叢 6

- 益岡隆志 (1987) 「ケース7 受給・受益の表現」『ケーススタディ 日本文法』  
おうふう pp.38-43
- 益岡隆志 (1999) 「命題との境界を求めて」『言語』28—6 大修館 pp.46-52
- 松下大三郎 (1930) 『標準日本口語法』中文館書店 (復刊 (増補校訂) 勉誠社1977)
- 宮地 裕 (1965) 「「やる・くれる・もらう」を述語とする文の構造について」  
『国語学』186 pp.21-33
- 渡辺 実 (1991) 「「わがこと・ひとごと」の観点と文法観」『国語学』165pp.1-14